

東村山市立東村山第六中学校 運動・文化部活動に関する活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>(1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。</p> <p>(2) 運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。</p> <p>(3) 文化部においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。</p>
<p>東村山市小・中学校版 感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症) 令和3年4月1日改訂版 を踏まえた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染の可能性が高い活動については短時間とする。 ・大会等に参加する場合、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、同意書を得て参加する。 ・対外試合等、多数の生徒が集まる場への参加や、定期演奏会、展覧会等、多数の参加者が見込まれる活動は、感染症対策を徹底するとともに、生徒への感染症対策の指導を徹底する。
<p>適切な休養日等の設定方針</p>	<p>東村山市教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」ならびに「文化部活動の在り方に関する方針」に則り、以下のように休養日等を設定する。</p> <p>【休養日】</p> <p>(1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)</p> <p>(2) 長期休業中の休養日の設定についても、(1)に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間程度の休養期間を設ける。</p> <p>【活動時間】</p> <p>1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とする。</p> <p>*ただし、試合等により活動時間が3時間を越える場合は、生徒の健康管理に十分留意し、効果的に活動を進める。</p>
<p>設置されている 運動部活動名</p>	<p>バレーボール部、バドミントン部、野球部、サッカー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、ソフトテニス部</p> <p>※以下の部活動は、本校で中体連の登録をしていますが、地域や民間団体が運営主体となり、おもに学校外で活動しています。</p> <p>柔道部、剣道部、硬式テニス部、卓球部、水泳部、新体操部</p>
<p>設置されている 文化部活動名</p>	<p>美術部、プラスバンド部、家庭科部、演劇部</p>